

## 2. 条例案

### 議案第 54 号

### 福岡市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例案

#### 1 改正理由

子ども・子育て支援法の一部改正により、乳児等のための支援給付に係る調査に応じない者等に対する過料について必要な事項を定める必要があるによる。

#### 2 主な改正内容

乳児等のための支援給付の創設に伴い、報告等の規定が追加されたため保護者や実施事業者に対して過料を科す規定を追加するもの。

#### 3 施行期日

令和8年4月1日

※下線部分が改正箇所

旧	新
<p>第1条（略） （過料）</p> <p>第2条 正当な理由なしに、法第10条の5若しくは法第13条(法第30条の3 _____)において準用する場合を含む。)の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>2 正当な理由なしに、法第14条第1項(法第30条の3 _____)において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>3 法第23条第2項若しくは第4項又は第24条第2項 _____ の規定による支給認定証 _____ の提出又は返還を求められてこれに応じない者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>附 則</p> <p>1 (略) (法附則第6条第1項の場合の読替え)</p> <p>2 法附則第6条第1項の場合における第2条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「法第13条(法第30条の3 _____)において準用</p>	<p>第1条（略） （過料）</p> <p>第2条 正当な理由なしに、法第10条の5若しくは法第13条(法第30条の3 <u>及び法第30条の13</u>)において準用する場合を含む。)の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>2 正当な理由なしに、法第14条第1項(法第30条の3 <u>及び法第30条の13</u>)において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>3 法第23条第2項若しくは第4項、<u>法第24条第2項又は法第30条の18第2項</u>の規定による支給認定証又は乳児等支援支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>附 則</p> <p>1 (略) (法附則第6条第1項の場合の読替え)</p> <p>2 法附則第6条第1項の場合における第2条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「法第13条(法第30条の3 <u>及び法第30条の13</u>)において準用</p>

する場合を含む。)」とあるのは「子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)附則第6条第1項の規定により読み替えられた法第13条」と、同条第2項中「法第14条第1項(法第30条の3 \_\_\_\_\_において準用する場合を含む。以下同じ。)」とあるのは「法第14条第1項」とする。

する場合を含む。)」とあるのは「子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)附則第6条第1項の規定により読み替えられた法第13条」と、同条第2項中「法第14条第1項(法第30条の3 及び法第30条の13において準用する場合を含む。以下同じ。)」とあるのは「法第14条第1項」とする。

## 議案第 55 号

# 福岡市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例案

### 1 改正理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、幼稚園型認定こども園等の職員の資格要件を改める等の必要があるによる。

### 2 主な改正内容

- (1) 保育士の定義に地域限定保育士を含める規定の追加（第4条関係）  
福岡県が地域限定保育士試験を実施することに伴い、保育士の定義に地域限定保育士の規定を追加するもの。
- (2) 職員による児童対象性暴力等を防止する規定の追加（第16条の2）  
職員による児童に対する性暴力等を防止するため、職員の犯罪事実確認その他必要な措置を講じることを施設設置者に義務付ける規定を追加するもの。
- (3) 保育所における職員配置の特例の追加（附則第6項、附則第7項、附則第8項、附則第9項関係）  
幼稚園教諭、小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者又は子育て支援員等の「市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」を保育士とみなすことができる特例を追加するもの。
- (4) その他、必要な規定の整備

### 3 施行期日

令和8年4月1日ほか

福岡市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例 新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(職員の資格)</p> <p>第4条 前条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士_____の資格を有する者でなければならない。</p> <p>2 前条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項及び次項において同じ。)及び保育士の資格を併有する者でなければならない。ただし、幼稚園の教諭の普通免許状及び保育士の資格を併有することが困難であると市長が認める場合は、そのいずれかを有する者で足りる。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第5条～第16条 (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(職員の資格)</p> <p>第4条 前条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士<u>(福岡県の区域に係る児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下同じ。)</u>の資格を有する者でなければならない。</p> <p>2 前条第1項の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項、次項、<u>附則第4項、附則第5項及び附則第9項</u>において同じ。)及び保育士の資格を併有する者でなければならない。ただし、幼稚園の教諭の普通免許状及び保育士の資格を併有することが困難であると市長が認める場合は、そのいずれかを有する者で足りる。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第5条～第16条 (略)</p> <p><u>(児童対象性暴力等の防止)</u></p> <p><u>第16条の2 認定こども園の設置者は、法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)</u>を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者</p>

(子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第17条～第18条 (略)

(福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の準用)

第19条 福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第4条、第5条(第3項を除く。)、第6条の3、第6条の4、第10条、第11条、第12条の2、第13条第2項、第14条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条第1項及び第3項、第20条の2、第44条第7号並びに第48条の規定は、認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条の見出し及び同条第2項	最低基準	認定要件に定める基準
第4条第1項	最低基準	福岡市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例(平成26年福岡市条例第68号。以下「認定要件を定める条例」という。)に規定する認定こども園の認定の要件(以下「認定要件」とい

第17条～第18条 (略)

(福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の準用)

第19条 福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第4条、第5条(第3項を除く。)、第6条の3、第6条の4、第10条、第11条、第12条の2、第13条第2項、第14条(第4項ただし書を除く。)、第19条、第20条第1項及び第3項、第20条の2、第44条第7号並びに第48条の規定は、認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条の見出し及び同条第2項	最低基準	認定要件に定める基準
第4条第1項	最低基準	福岡市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例(平成26年福岡市条例第68号。以下「認定要件を定める条例」という。)に規定する認定こども園の認定の要件(以下「認定要件」という。)に定める基準

		う。)に定める基準
第5条第1項	入所している者	認定こども園(認定要件を定める条例第1条に規定する認定こども園をいう。)を利用する子ども(以下「利用子ども」という。)
第5条第2項、第6条の4第1項及び第14条第5項	児童の	利用子どもの
第5条第4項	法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)
	それぞれの施設	認定こども園
第5条第5項並びに第14条第2項及び第3項	入所している者	利用子ども
第6条の3第1項	児童の 児童等	利用子どもの 利用子ども等
第6条の3第3項及び第6条の4第2項	保育所及び児童発達支援センター 児童の	認定こども園 利用子どもの
第10条の見出し	入所した者	利用子ども
第10条	入所している者 又は入所	利用子ども 又は入園
第11条	入所中の児童 (法第31条第1	利用子ども

第5条第1項	入所している者	認定こども園(認定要件を定める条例第1条に規定する認定こども園をいう。)を利用する子ども(以下「利用子ども」という。)
第5条第2項、第6条の4第1項及び第14条第5項	児童の	利用子どもの
第5条第4項	法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)
	それぞれの施設	認定こども園
第5条第5項並びに第14条第2項及び第3項	入所している者	利用子ども
第6条の3第1項	児童の 児童等	利用子どもの 利用子ども等
第6条の3第3項及び第6条の4第2項	保育所及び児童発達支援センター 児童の	認定こども園 利用子どもの
第10条の見出し	入所した者	利用子ども
第10条	入所している者 又は入所	利用子ども 又は入園
第11条	入所中の児童 (法第31条第1項から第3項	利用子ども

	項から第3項までの規定により保護された者又は措置された者を含む。以下同じ。)	
	当該児童	当該利用子ども
第12条の2第1項	利用者に対する支援の提供	利用子どもの教育及び保育（満3歳未満の利用子どもについては、その保育。以下同じ。）
第14条第1項	入所している者	保育を必要とする子どもに該当する利用子ども
	第9条	認定要件を定める条例第19条第2項において読み替えて準用する第9条
	社会福祉施設	学校、社会福祉施設等
第19条	利用者	利用子ども
第20条第1項	援助	教育及び保育並びに子育ての支援
	入所している者	利用子ども
第20条第3項	援助に関し、本市から当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る	教育及び保育並びに子育ての支援について、本市から
第44条第7号	又は遊戯室	、遊戯室又は便所

	までの規定により保護された者又は措置された者を含む。以下同じ。)	
	当該児童	当該利用子ども
第33条の10第1項各号	第33条の10第1項各号（幼稚園型認定こども園にあっては、学校教育法（昭和22年法律第26号）第28条第2項において準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条の2第1項各号）	
第12条の2第1項	利用者に対する支援の提供	利用子どもの教育及び保育（満3歳未満の利用子どもについては、その保育。以下同じ。）
第14条第1項	入所している者	保育を必要とする子どもに該当する利用子ども
	第9条	認定要件を定める条例第19条第2項において読み替えて準用する第9条
	社会福祉施設	学校、社会福祉施設等
第19条	利用者	利用子ども
第20条第1項	援助	教育及び保育並びに子育ての支援
	入所している者	利用子ども
第20条第3項	援助に関し、本市から当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る	教育及び保育並びに子育ての支援について、本市から

第44条第7号ア	耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）	耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）であること。ただし、既存施設物（幼稚園、保育所及び保育機能施設をいう。）が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受けている場合には、耐火建築物又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）
第44条第7号イ	施設又は設備	設備
第44条第7号ウ	施設及び設備	設備
第44条第7号エ、オ及びク	保育所	認定こども園
第44条第7号カ	乳幼児	利用子ども
第48条	保育所の長	認定こども園の長
	入所している乳	利用子ども

	措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る	ついて、本市から
第44条第7号	又は遊戯室	、遊戯室又は便所
第44条第7号ア	耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）	耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）であること。ただし、既存施設物（幼稚園、保育所及び保育機能施設をいう。）が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受けている場合には、耐火建築物又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）
第44条第7号イ	施設又は設備	設備
第44条第7号ウ	施設及び設備	設備

	幼児	
	保育の	教育及び保育の

2 (略)

第21条 (略)

附 則

第1項～第3項 (略)

7号ウ		
第44条第7号エ、オ及びク	保育所	認定こども園
第44条第7号カ	乳幼児	利用子ども
第48条	保育所の長	認定こども園の長
	入所している乳幼児	利用子ども
	保育の	教育及び保育の

2 (略)

第21条 (略)

附 則

第1項～第3項 (略)

4 第4条第1項及び第3項第2号本文の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第9項において同じ。)をもって代えることができる。

5 第4条第2項の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

6 1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第4条第1項、第2項及び第3項第2号の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必

4 第4条第1項に規定する保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うにあたって同項に規定する保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 (略)

6 附則第4項の規定により第4条第1項に規定する保育士の資格を有する者を看護師等をもって代える場合においては、当該看護師等の数は、第3条第1項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、市長が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

7 第4条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うにあたって同項に規定する保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

8 (略)

9 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第3条第1項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

附則第4項	第4条第1項及び第3項第2号本文の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
	附則第5項	第4条第2項の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者

附則第6項	第4条第1項、第2項	市長が幼稚園
	及び第3項第2号の 規定により置かな ければならない幼 稚園の教員免許状 又は保育士の資格 を有する者	の教員免許状 又は保育士の 資格を有する 者と同等の知 識及び経験を 有すると認め る者
附則第7項	第4条第1項の規定 により置かなけれ ばならない保育士 の資格を有する者	看護師等

## 議案第 56 号

# 福岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

### 1 改正理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の職員配置の基準を改める等の必要があるによる。

### 2 主な改正内容

- (1) 職員による児童対象性暴力等を防止する規定の追加（第3条の3）  
職員による児童に対する性暴力等を防止するため、職員の犯罪事実確認その他必要な措置を講じることが施設設置者に義務付ける規定を追加するもの。
- (2) 保育士の定義に地域限定保育士を含める規定の追加（第5条第3項関係）  
福岡県が地域限定保育士試験を実施することに伴い、保育士の定義に地域限定保育士の規定を追加するもの。
- (3) 保育所における職員配置の特例の追加（附則11項、附則12項、附則13項関係）  
幼稚園教諭、小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者又は子育て支援員等の「市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」を保育士とみなすことができる特例を追加するもの。
- (4) その他、必要な規定の整備

### 3 施行期日

令和8年4月1日ほか

福岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例 新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新				
<p>第1条～第3条 (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(虐待等の禁止)</u></p> <p><u>第3条の2 職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(児童対象性暴力等の防止)</u></p> <p><u>第3条の3 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p>				
<p>第4条 (略)</p> <p style="text-align: center;">(職員の数等)</p>	<p>第4条 (略)</p> <p style="text-align: center;">(職員の数等)</p>				
<p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。</p>	<p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。</p>				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">園児の区分</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">員数</td> </tr> </table>	園児の区分	員数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">園児の区分</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">員数</td> </tr> </table>	園児の区分	員数
園児の区分	員数				
園児の区分	員数				

1	満4歳以上の園児	おおむね25人につき1人
2	満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね15人につき1人
3	満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人
4	満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人

備考

- この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録以下この項において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。
- この表に定める員数は、同表の左欄の園児の区分ごとに右欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。
- この表の1の項及び2の項に係る員数が学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。
- 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を1人増加するものとする。

4・5 （略）

第6条～第12条 （略）

（福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の準用）

第13条 福岡市児童福祉施設の設備及び運営

1	満4歳以上の園児	おおむね25人につき1人
2	満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね15人につき1人
3	満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人
4	満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人

備考

- この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この項及び附則第9項において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第3項に規定する保育士登録（福岡県の区域に係る同法第18条の28第2項に規定する地域限定保育士登録以下この項において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。
- この表に定める員数は、同表の左欄の園児の区分ごとに右欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。
- この表の1の項及び2の項に係る員数が学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。
- 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を1人増加するものとする。

4・5 （略）

第6条～第12条 （略）

（福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の準用）

第13条 福岡市児童福祉施設の設備及び運営

の基準を定める条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第8条、第10条、第11条、第12条の2、第14条（第4項ただし書を除く。）、第19条、第20条第1項、第3項及び第4項、第20条の2、第44条第7号並びに第48条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条の最低基準見出し及び同条第2項	設備運営基準
第4条第1項	福岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年福岡市条例第58号。以下「設備運営基準を定める条例」という。）第1条に規定する設備運営基準（以下この条において「設備運営基準」という。）
第5条第1項	入所している者 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。）第14条第6項に規定する園児（以下「園児」という。）
第5条第2項	児童の 園児の

の基準を定める条例第4条、第5条第1項、第2項及び第4項、第8条、第10条\_\_\_\_\_、第12条の2、第14条（第4項ただし書を除く。）、第19条、第20条第1項、第3項及び第4項、第20条の2、第44条第7号並びに第48条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条の最低基準見出し及び同条第2項	設備運営基準
第4条第1項	福岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年福岡市条例第58号。以下「設備運営基準を定める条例」という。）第1条に規定する設備運営基準（以下この条において「設備運営基準」という。）
第5条第1項	入所している者 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。）第14条第6項に規定する園児（以下「園児」という。）
第5条第2項	児童の 園児の

項及び第14条第5項		
第5条第4項及び第8条第1項	法 それぞれの施設	就学前保育等推進法 幼保連携型認定こども園
第10条の見出し	入所した者	園児
第10条	入所している者	園児
	又は入所	又は入園
第11条	入所中の児童	園児
	(法第31条第1項から第3項までの規定により保護された者又は措置された者を含む。以下同じ。)	
	当該児童	当該園児
第12条の2第1項	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)
第14条第1項	入所している者	保育を必要とする子どもに該当する園児
	第9条	設備運営基準を定める条例第13条第2項において読み替えて準用する第9条
	社会福祉施設	学校、社会福祉施設等
第14条第2項及び第3項	入所している者	園児
第19条	利用者	園児

項及び第14条第5項		
第5条第4項及び第8条第1項	法 それぞれの施設	就学前保育等推進法 幼保連携型認定こども園
第10条の見出し	入所した者	園児
第10条	入所している者	園児
	又は入所	又は入園
(削る)		
第12条の2第1項	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)
第14条第1項	入所している者	保育を必要とする子どもに該当する園児
	第9条	設備運営基準を定める条例第13条第2項において読み替えて準用する第9条
	社会福祉施設	学校、社会福祉施設等
第14条第2項及び第3項	入所している者	園児
第19条	利用者	園児

第20条第1項	援助	教育及び保育並びに子育ての支援
	入所している者	園児
第20条第3項	援助に関し、本市から当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る	教育及び保育並びに子育ての支援について、本市から
第44条第7号	又は遊戯室	、遊戯室又は便所
第44条第7号ア	耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物
第44条第7号イ	施設又は設備	設備
第44条第	施設及び設備	設備

第20条第1項	援助	教育及び保育並びに子育ての支援
	入所している者	園児
第20条第3項	援助に関し、本市から当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る	教育及び保育並びに子育ての支援について、本市から
第44条第7号	又は遊戯室	、遊戯室又は便所
第44条第7号ア	耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物
第44条第7号イ	施設又は設備	設備
第44条第	施設及び設備	設備

7号ウ		
第44条第7号エ	保育所の調理室	幼保連携型認定こども園（就学前保育等推進法第2条第7号に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）の調理室（
	保育所の調理室の	幼保連携型認定こども園の調理室の
第44条第7号オ及びク	保育所	幼保連携型認定こども園
第44条第7号カ	乳幼児	園児
第48条	保育所の長	就学前保育等推進法第14条第1項に規定する園長
	入所している乳幼児	園児
	保育の	教育及び保育の

2 (略)

第14条 (略)

附 則

第1項～第8項 (略)

7号ウ		
第44条第7号エ	保育所の調理室	幼保連携型認定こども園（就学前保育等推進法第2条第7号に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）の調理室（
	保育所の調理室の	幼保連携型認定こども園の調理室の
第44条第7号オ及びク	保育所	幼保連携型認定こども園
第44条第7号カ	乳幼児	園児
第48条	保育所の長	就学前保育等推進法第14条第1項に規定する園長
	入所している乳幼児	園児
	保育の	教育及び保育の

2 (略)

第14条 (略)

附 則

第1項～第8項 (略)

9 第5条第3項の表備考第1項に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

10 1日につき8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通

	<p>じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第5条第3項の表備考第1項に定める者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p>
<p>9 (略)</p>	<p>11 (略)</p>
<p>10 (略)</p>	<p>12 (略)</p>
<p>11 附則第9項_____の規定により第5条第3項の表備考第1項に定める者を<u>看護師等</u> _____ _____をもって代える場合においては、当該看護師等 _____ _____の数は、同条第3項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</p>	<p>13 附則第9項から附則第11項までの規定により第5条第3項の表備考第1項に定める者を<u>小学校教諭等免許状所持者、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等</u>をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同条第3項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</p>

## 議案第 57 号

# 福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する 条例案

### 1 改正理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業所等の職員配置の基準を改める等の必要があるによる。

### 2 主な改正内容

- (1) 職員による児童対象性暴力等を防止する規定の追加（第 12 条の 4 関係）  
職員による児童に対する性暴力等を防止するため、職員の犯罪事実確認その他必要な措置を講じることが施設設置者に義務付ける規定を追加するもの。
- (2) 健康診査に関する規定の追加（第 15 条第 2 項関係）  
乳幼児に対し、健康診断に該当する健康診査が行われた場合は、健康診断の全部又は一部を行わないことができる旨を追加するもの。
- (3) 保育士の定義に地域限定保育士を含める規定の追加（第 27 条第 6 項関係）  
福岡県が地域限定保育士試験を実施することに伴い、保育士の定義に地域限定保育士の規定を追加するもの。
- (4) 保育所における職員配置の特例の追加（附則 8 項、附則 9 項、附則 10 項関係）  
幼稚園教諭、小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者又は子育て支援員等の「市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」を保育士とみなすことができる特例を追加するもの。
- (5) その他、必要な規定の整備

### 3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日ほか





(昭和24年法律第147号) 第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。

6 附則第4項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所(以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。)において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

7 前2項の規定を適用する時は、保育士(法第18条の18第1項の登録又は法第18条の28第1項の規定による福岡県知事の登録を受けた者をいい、第30条第3項若しくは第45条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2項の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項の規定により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かなければならない。

## 議案第 58 号

# 福岡市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

### 1 改正理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、特例保育を行う事業所における設備及び職員の基準の特例を定める等の必要があるによる。

### 2 主な改正内容

- (1) 職員による児童対象性暴力等を防止する規定の追加（第 13 条の 2 関係）  
職員による児童に対する性暴力等を防止するため、職員の犯罪事実確認その他必要な措置を講じることを実施事業者に義務付ける規定を追加するもの。
- (2) 職員に地域限定保育士を含める規定の追加（第 23 条関係）  
福岡県が地域限定保育士試験を実施することに伴い、乳児等通園支援事業の職員に関する規定に地域限定保育士の規定を追加するもの。
- (3) 特例保育事業所における特例措置の追加（第 23 条の 2 関係）  
子ども・子育て支援法第 30 条第 1 項第 4 号に規定する特例保育事業所において乳児等通園支援事業を実施する場合は、設備及び職員に関する基準を適用しない旨の特例措置を追加するもの。
- (4) その他、必要な規定の整備

### 3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日ほか

※下線部分が改正箇所

旧	新
<p>目次 (略)</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第8条 (略)</p> <p>(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)</p> <p>第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第11条・第12条 (略)</p> <p>(虐待等の防止)</p> <p>第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第8条 (略)</p> <p>(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)</p> <p>第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</p> <p>(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第11条・第12条 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(<u>児童対象性暴力等の防止</u>)</p> <p><u>第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条におい</u></p>

て同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第14条・第15条 (略)

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) \_\_\_\_\_ 利用定員

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに 利用に当たっての留意事項 その他の利用に当たっての留意事項

(8)～(11) (略)

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 (略)

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 (略)

第19条・第20条 (略)

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第21条 (略)

2 (略)

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以

第14条・第15条 (略)

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 乳児又は幼児の区分ごとの利用定員

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに 利用に当たっての留意事項

(8)～(11) (略)

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 (略)

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 (略)

第19条・第20条 (略)

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第21条 (略)

2 (略)

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以

下「認定こども園法」という。)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員

の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

#### 第2節 一般型乳児等通園支援事業 (設備の基準)

第22条 (略)

(職員)

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。

2・3 (略)

第24条・第25条 (略)

#### 第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第26条 (略)

下「認定こども園法」という。)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)

の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

#### 第2節 一般型乳児等通園支援事業 (設備の基準)

第22条 (略)

(職員)

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士、福岡県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。

2・3 (略)

(設備及び職員の基準の特例)

第23条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第24条・第25条 (略)

#### 第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第26条 (略)

(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

### 第3章 雑則

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその\_\_\_\_職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

(略)

(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。\_\_\_\_\_

### 第3章 雑則

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

(略)

## 議案第 59 号

### 福岡市特定乳児等通園支援事業の運営の基準を定める条例案

#### 1 制定理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営の基準を定める必要があるによる。

#### 2 制定内容

本条例は、特定乳児等通園支援事業の適正な事業運営及び支援の提供等を確保するため、運営の基準に関する事項を定めるものである。

#### [条例案の主な内容]

主な項目	主な内容
利用開始に伴う基準	○正当な利用のない提供拒否の禁止 ○こどもと保護者の心身の状況や養育環境を把握するための面談の実施 ○保護者に対し重要事項の説明及び利用開始の同意 ○乳児等支援支給認定証記載事項の確認
支援の提供に関する基準	○保育所保育指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、こどもと保護者の心身の状況等に応じた支援の提供 ○差別的取扱いの禁止、虐待等の禁止
運営に関する基準	○運営規程の制定（運営方針、職員数、提供日・時間等、利用料金等） ○秘密保持、苦情解決、事故発生の防止及び発生時の対応

#### 3 福岡市独自基準

暴力団の排除について、福岡市独自の基準を定める。

#### 4 施行期日

令和8年4月1日

# 福岡市特定乳児等通園支援事業の運営の基準を定める条例案

## 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準
  - 第1節 利用定員に関する基準（第3条）
  - 第2節 運営に関する基準（第4条―第33条）
- 第3章 雑則（第34条）
- 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。））を行う事業をいう。以下同じ。）の運営の基準を定めるものとする。

#### （一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講じるよう努めなければならない。

### 第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

#### 第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

## 第2節 運営に関する基準

### (面談)

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

### (正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

### (あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により本市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

### (乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

### (乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

### (心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

### (特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

### (特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により本市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する本市への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第22条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者

から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則）

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（秘密保持等）

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

（情報の提供等）

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容

その他の事項を記録しなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により本市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は本市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、本市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を本市に報告しなければならない。  
(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。  
(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに本市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
  - (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
  - (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
  - (3) 第18条の規定による本市への通知に係る記録
  - (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
  - (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(暴力団員等の排除)

第33条 特定乳児等通園支援事業者及びその職員は、福岡市暴力団排除条例（平成22年

福岡市条例第30号) 第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものであってはならない。

### 第3章 雑則

#### (電磁的記録等)

第34条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項

の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## **議案第 60 号**

### **福岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案**

#### **1 改正理由**

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、職員による虐待等の禁止の規定について所要の改正を行う等の必要があるによる。

#### **2 主な改正内容**

法改正等に伴う項ずれ等所要の改正を行う。

#### **3 施行期日**

令和 8 年 4 月 1 日ほか

福岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

※下線部分が改正箇所

旧	新
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条 第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条 各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条 第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条 第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る<u>法第19条 第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第</p>

4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。

- 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

- 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により本市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

- 第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間

4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。

- 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条 第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

- 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条 第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により本市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

- 第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条 各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間

及び保育必要量等を確認するものとする。

第9条～第12条 (略)

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2・3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合

及び保育必要量等を確認するものとする。

第9条～第12条 (略)

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2・3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合

にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4) ・ (5) (略)

5・6 (略)

第14条 (略)

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) ～ (3) (略)

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針

2 (略)

第16条～第19条 (略)

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程

にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条 第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条 第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4) ・ (5) (略)

5・6 (略)

第14条 (略)

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1) ～ (3) (略)

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針

2 (略)

第16条～第19条 (略)

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程

(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1) ～ (3) (略)

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに提供を行わない日

(5) ～ (11) (略)

第21条～第24条 (略)

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号

\_\_\_\_\_に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第26条～第35条 (略)

(特別利用保育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保

(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1) ～ (3) (略)

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに提供を行わない日

(5) ～ (11) (略)

第21条～第24条 (略)

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第26条～第35条 (略)

(特別利用保育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保

育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 (略)

(特別利用教育の基準)

第37条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」

育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 (略)

(特別利用教育の基準)

第37条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」

と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

#### 第38条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。))の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小

と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

#### 第38条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあつては、福岡市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。))の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小

学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第39条 (略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第40条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4 (略)

第41条～第44条 (略)

(特定地域型保育の取扱方針)

第45条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

第46条～第51条 (略)

(特別利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第

学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第39条 (略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第40条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4 (略)

第41条～第44条 (略)

(特定地域型保育の取扱方針)

第45条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

第46条～第51条 (略)

(特別利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第4

46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この節(第41条第2項を除き、前条において準用する第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条から第19条まで、第23条から第25条まで、第27条から第33条まで及び第35条を含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第40条第2項中「第19条第1項第3号」とあるのは「第19条第1項第1号」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを

6条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この節(第41条第2項を除き、前条において準用する第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条から第19条まで、第23条から第25条まで、第27条から第33条まで及び第35条を含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第40条第2項中「第19条第3号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)」とあるのは「法第19条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」

む。)」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。  
(特定利用地域型保育の基準)

第53条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第

と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。  
(特定利用地域型保育の基準)

第53条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1

1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。))に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

(以下略)

項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。))に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

(以下略)

## 議案第 62 号

# 福岡市一時保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

### 1 改正理由

一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、一時保護施設の職員配置の基準を改める等の必要があるによる。

### 2 主な改正内容

- (1) 保育士の定義に地域限定保育士を含める規定の追加（第 15 条関係）  
福岡県が地域限定保育士試験を実施することに伴い、保育士の定義に地域限定保育士の規定を追加するもの。
  
- (2) 児童指導員の任用要件にこども家庭ソーシャルワーカーを追加（第 18 条 (3) の 2 関係）  
児童指導員の任用要件に「こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者」を加えるもの。

### 3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

福岡市一時保護施設の設備及び運営の基準を定める条例 新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
<p>目次 (略)</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条～10条 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第11条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、<u>法第33条の10</u> 各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>第12条～14条 略</p> <p>(職員)</p> <p>第15条 一時保護施設には、児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第18条において同じ。)、嘱託医、看護師、保育士_____</p> <p>_____、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童10人以下を入所させる一時保護施設にあっては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあっては学習指導員を、児童40人以下を入所させる一時保護施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第16条～17条 (略)</p> <p>(児童指導員の資格)</p> <p>第18条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)～(10) (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条～10条 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第11条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>第12条～14条 略</p> <p>(職員)</p> <p>第15条 一時保護施設には、児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第18条において同じ。)、嘱託医、看護師、保育士(<u>福岡県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。</u>次項において同じ。)、<u>心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童10人以下を入所させる一時保護施設にあっては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあっては学習指導員を、児童40人以下を入所させる一時保護施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>第16条～17条 (略)</p> <p>(児童指導員の資格)</p> <p>第18条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(3)の2 <u>児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者</u></p> <p>(4)～(10) (略)</p>

旧	新
<p>2 前項第 1 号の指定は、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）別表 〃に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。</p> <p>以下略</p>	<p>2 前項第 1 号の指定は、児童福祉法施行規則 〃 別表第 1 に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。</p> <p>以下略</p>

## 議案第 63 号

# 福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例案

### 1 改正理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定児童発達支援事業所等の従業者配置の基準を改める等の必要があるによる。

### 2 主な改正内容

(1) 保育士の定義に地域限定保育士を含める規定の追加（第 6 条関係）

福岡県が地域限定保育士試験を実施することに伴い、保育士の定義に地域限定保育士の規定を追加するもの。

(2) 健康診査に関する規定の追加（第 34 条関係）

乳幼児に対し、健康診断に該当する健康診査が行われた場合は、健康診断の全部又は一部を行わないことができる旨を追加するもの。

(3) 職員による児童対象性暴力等を防止する規定の追加（第 47 条関係）

職員による児童に対する性暴力等を防止するため、職員の犯罪事実確認その他必要な措置を講じることを施設事業者に義務付ける規定を追加するもの。

(4) その他、必要な規定の整備

### 3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日ほか

福岡市指定障がい児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例 新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
<p>第1条～第5条 (略) (従業者の員数)</p>	<p>第1条～第5条 (略) (従業者の員数)</p>
<p>第6条 指定児童発達支援の事業を行う者(以下「指定児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)(児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。))に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童指導員(福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例(平成24年福岡市条例第56号)第27条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。))又は保育士_____</p> <p>_____ 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障がい児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上</p> <p>ア 障がい児の数が10までのもの 2以上</p> <p>イ 障がい児の数が10を超えるもの 2に、障がい児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第6条 指定児童発達支援の事業を行う者(以下「指定児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)(児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。))に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童指導員(福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例(平成24年福岡市条例第56号)第27条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。))又は保育士(<u>福岡県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下同じ。)</u>) 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障がい児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上</p> <p>ア 障がい児の数が10までのもの 2以上</p> <p>イ 障がい児の数が10を超えるもの 2に、障がい児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>(2) (略)</p>
<p>2～9 (略)</p>	<p>2～9 (略)</p>
<p>第7条～第33条 (略) (健康管理)</p>	<p>第7条～第33条 (略) (健康管理)</p>
<p>第34条 (略)</p>	<p>第34条 (略)</p>

2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断


\_\_\_\_\_が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障がい児の通所開始前の健康診断	通所する障がい児に対する障がい児の通所開始時の健康診断
障がい児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 (略)

第35条～第46条 (略)

第47条 削除

2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。))が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障がい児の通所開始前の健康診断	通所する障がい児に対する障がい児の通所開始時の健康診断
障がい児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断
乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障がい児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 (略)

第35条～第46条 (略)

(児童対象性暴力等の防止)

第47条 指定児童発達支援事業者は、法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障がい児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(障が

第48条～第56条の8（略）

（準用）

第56条の9 第5条、第8条及び第4節（第12条、第24条第1項及び第4項、第25条、第26条第1項、第32条、第34条\_\_\_\_\_並びに第52条第2項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

第56条の10～第72条（略）

（準用）

第73条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第56条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項」とあるのは「いう。第73条において準用する第38条第6号」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第72条」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第72条第2項」と、第27条第1項中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第28条第1項及び第2項中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同条第4項中「第27条第4項」とあるのは「第73条において準用する第27条第4項」と、「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同条第5項から第8項まで及び第10項中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第55条第2項

い児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障がい児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第48条～第56条の8（略）

（準用）

第56条の9 第5条、第8条及び第4節（第12条、第24条第1項及び第4項、第25条、第26条第1項、第32条、第34条、第47条並びに第52条第2項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

第56条の10～第72条（略）

（準用）

第73条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から\_\_\_\_\_第51条まで、第52条第1項、第53条から第56条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項」とあるのは「いう。第73条において準用する第38条第6号」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第72条」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第72条第2項」と、第27条第1項中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第28条第1項及び第2項中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同条第4項中「第27条第4項」とあるのは「第73条において準用する第27条第4項」と、「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同条第5項から第8項まで及び第10項中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第55条第2項

第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第73条の2 第8条、第9条、第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第56条の4まで、第67条及び第72条の規定は、共生型放課後等デイサービス(放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。)の事業について準用する。

第73条の3～第73条の13(略)

(準用)

第73条の14 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第6項及び第7項を除く。)、第27条の2、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項及び第53条から第56条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第73条の13」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第73条の12」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第73条の12第2項」と、第27条第1項中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第28条第1項及び第2項中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、同条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点」とあるのは「第73条の14において準用する第27条第4項に規定する

第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第73条の2 第8条、第9条、第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から\_\_\_\_\_第51条まで、第52条第1項、第53条から第56条の4まで、第67条及び第72条の規定は、共生型放課後等デイサービス(放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。)の事業について準用する。

第73条の3～第73条の13(略)

(準用)

第73条の14 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第6項及び第7項を除く。)、第27条の2、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条から\_\_\_\_\_第51条まで、第52条第1項及び第53条から第56条までの規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第73条の13」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第73条の12」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第73条の12第2項」と、第27条第1項中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第28条第1項及び第2項中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、同条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点」とあるのは「第73条の14において準用する第27条第4項に規定する

領域との関連性」と、「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、同条第5項から第8項まで及び第10項中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第49条第1項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

第74条～第77条（略）

（準用）

第78条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項を除く。）、第27条の3から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条、第44条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第56条まで及び第73条の11から第73条の13までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第78条において準用する第73条の13」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第78条において準用する第73条の12」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第78条において準用する第73条の12第2項」と、第27条第1項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障がい児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「障

領域との関連性」と、「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、同条第5項から第8項まで及び第10項中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、第49条第1項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

第74条～第77条（略）

（準用）

第78条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項を除く。）、第27条の3から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条、第44条から\_\_\_\_\_第51条まで、第52条第1項、第53条から第56条まで及び第73条の11から第73条の13までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第78条において準用する第73条の13」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第78条において準用する第73条の12」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第78条において準用する第73条の12第2項」と、第27条第1項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障がい児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「障

がい児及びその保護者」とあるのは「障がい児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者」とあるのは「保護者及び訪問先施設」と、第28条第1項及び第2項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョン」とあるのは「及びインクルージョン」と、「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同条第5項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障がい児に係る訪問先施設の担当者等」と、同条第6項から第8項まで及び第10項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第49条第1項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

以下略

がい児及びその保護者」とあるのは「障がい児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者」とあるのは「保護者及び訪問先施設」と、第28条第1項及び第2項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョン」とあるのは「及びインクルージョン」と、「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同条第5項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障がい児に係る訪問先施設の担当者等」と、同条第6項から第8項まで及び第10項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第49条第1項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

以下略

## 議案第 64 号

# 福岡市指定障がい児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例案

### 1 改正理由

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定福祉型障がい児入所施設等の従業者配置の基準を改める等の必要があるによる。

### 2 主な改正内容

(1) 保育士の定義に地域限定保育士を含める規定の追加（第 5 条関係）

福岡県が地域限定保育士試験を実施することに伴い、保育士の定義に地域限定保育士の規定を追加するもの。

(2) 健康診査に関する規定の追加（第 29 条関係）

乳幼児に対し、健康診断に該当する健康診査が行われた場合は、健康診断の全部又は一部を行わないことができる旨を追加するもの。

(3) 職員による児童対象性暴力等を防止する規定の追加（第 44 条関係）

職員による児童に対する性暴力等を防止するため、職員の犯罪事実確認その他必要な措置を講じることが施設事業者に義務付ける規定を追加するもの。

(4) その他所要の改正

### 3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日ほか

福岡市指定障がい児入所施設等の人員、施設及び運営の基準等を定める条例 新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>第5条 指定福祉型障がい児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障がい児を入所させる指定福祉型障がい児入所施設にあっては第4号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障がい児入所施設にあっては第5号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 児童指導員(福岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年福岡市条例第56号)第27条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)及び保育士_____</p> <p>_____</p> <p>ア 児童指導員及び保育士の総数 (ア)から(ウ)までに掲げる指定福祉型障がい児入所施設の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数</p> <p>(ア) 主として知的障がいのある児童を入所させる指定福祉型障がい児入所施設 おおむね障がい児の数を4で除して得た数以上(30人以下の障がい児を入所させる指定福祉型障がい児入所施設にあっては、当該数に1を加えた数以上)</p> <p>(イ) 主として盲児(強度の弱視児を含む。次条第2項第2号及び第4項において同じ。)又はろうあ児(強度の難聴児を含む。次条第2項第3号において同じ。)(次条第1項において「盲ろうあ児」という。)を入所させ</p>	<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>第5条 指定福祉型障がい児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障がい児を入所させる指定福祉型障がい児入所施設にあっては第4号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障がい児入所施設にあっては第5号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 児童指導員(福岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年福岡市条例第56号)第27条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)及び保育士(<u>福岡県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下同じ。</u>)</p> <p>ア 児童指導員及び保育士の総数 (ア)から(ウ)までに掲げる指定福祉型障がい児入所施設の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数</p> <p>(ア) 主として知的障がいのある児童を入所させる指定福祉型障がい児入所施設 おおむね障がい児の数を4で除して得た数以上(30人以下の障がい児 を入所させる指定福祉型障がい児入所施設にあっては、当該数に1を加えた数以上)</p> <p>(イ) 主として盲児(強度の弱視児を含む。次条第2項第2号及び第4項において同じ。)又はろうあ児(強度の難聴児を含む。次条第2項第3号において同じ。)(次条第1項において「盲ろうあ児」という。)を入所させ</p>

る指定福祉型障がい児入所施設  
おおむね障がい児の数を4で除し  
て得た数以上(35人以下の障がい児  
を入所させる指定福祉型障がい児  
入所施設にあつては、当該数に1を  
加えた数以上)

(ウ) 主として肢体不自由のある児童  
を入所させる指定福祉型障がい児  
入所施設 おおむね障がい児の数  
を3.5で除して得た数以上

イ 児童指導員 1以上

ウ 保育士 1以上

(4)～(6) (略)

2～4 (略)

第6条 (略)

2 (略)

3 第1項の居室の基準は、次のとおりとす  
る。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号の規定にかかわらず、乳児又  
は幼児(\_\_\_\_\_第54条  
第1項第2号において「乳幼児」とい  
う。)のみの一の居室の定員は6人以下  
とし、1人当たりの床面積は3.3平方メ  
ートル以上とすること。

(4) (略)

4・5 (略)

第7条～第28条 (略)

(健康管理)

第29条 (略)

2 指定福祉型障がい児入所施設は、前項の  
規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる  
健康診断\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

る指定福祉型障がい児入所施設  
おおむね障がい児の数を4で除し  
て得た数以上(35人以下の障がい児  
を入所させる指定福祉型障がい児  
入所施設にあつては、当該数に1を  
加えた数以上)

(ウ) 主として肢体不自由のある児童  
を入所させる指定福祉型障がい児  
入所施設 おおむね障がい児の数  
を3.5で除して得た数以上

イ 児童指導員 1以上

ウ 保育士 1以上

(4)～(6) (略)

2～4 (略)

第6条 (略)

2 (略)

3 第1項の居室の基準は、次のとおりとす  
る。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号の規定にかかわらず、乳児又  
は幼児(第29条第2項の表及び第54条  
第1項第2号において「乳幼児」とい  
う。)のみの一の居室の定員は6人以下  
とし、1人当たりの床面積は3.3平方メ  
ートル以上とすること。

(4) (略)

4・5 (略)

第7条～第28条 (略)

(健康管理)

第29条 (略)

2 指定福祉型障がい児入所施設は、前項の  
規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる  
健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和4  
0年法律第141号)第12条又は第13条に規定  
する健康診査をいう。同表において同じ。)

(以下この項において「健康診断等」とい

\_\_\_\_\_が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定福祉型障がい児入所施設は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障がい児の入所前の健康診断	入所した障がい児に対する障がい児の入所時の健康診断
障がい児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 (略)

第30条～第42条 (略)

(虐待等の禁止)

第43条 指定福祉型障がい児入所施設の従業者は、障がい児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該障がい児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

2 (略)

第44条 削除

う。)が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定福祉型障がい児入所施設は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障がい児の入所前の健康診断	入所した障がい児に対する障がい児の入所時の健康診断
障がい児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	入所した障がい児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 (略)

第30条～第42条 (略)

(虐待等の禁止)

第43条 指定福祉型障がい児入所施設の従業者は、障がい児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該障がい児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

2 (略)

(児童対象性暴力等の防止)

第44条 指定福祉型障がい児入所施設の設置者は、法第24条の11第4項において準用する第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下こ

<p>以下略</p>	<p><u>の条において同じ。)</u>を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障がい児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(障がい児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障がい児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>以下略</p>
------------	--

## 議案第 65 号

# 福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

### 1 改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育所等の職員配置の基準を改める等の必要があるによる。

### 2 主な改正内容

- (1) 職員による児童対象性暴力等を防止する規定の追加（第 12 条の 4 関係）  
職員による児童に対する性暴力等を防止するため、職員の犯罪事実確認その他必要な措置を講じることを施設設置者に義務付ける規定を追加するもの。
- (2) 健康診査に関する規定の追加（第 15 条第 2 項関係）  
乳幼児に対し、健康診断に該当する健康診査が行われた場合は、健康診断の全部又は一部を行わないことができる旨を追加するもの。
- (3) 保育士の定義に地域限定保育士を含める規定の追加（第 27 条第 6 項関係）  
福岡県が地域限定保育士試験を実施することに伴い、保育士の定義に地域限定保育士の規定を追加するもの。
- (4) 乳児院の長等の任用要件にこども家庭ソーシャルワーカーを追加（第 29 条（2）の 2、第 37 条（2）の 2、第 38 条（4）の 2、第 57 条（2）の 2、第 58 条（3）の 2、第 91 条（2）の 2、第 99 条（2）の 2、第 100 条（2）の 3、第 101 条（2）の 3 関係）  
乳児院の長、母子生活支援施設の長、母子支援員、児童養護施設の長、児童指導員、児童心理治療施設の長、児童自立支援施設の長、児童自立支援専門員、児童生活支援員の任用要件に「こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者」を加えるもの。
- (5) 児童自立支援専門員及び児童生活支援員の資格要件に精神保健福祉士を追加（第 100 条（2）の 2、第 101 条（2）の 2）  
児童自立支援専門員、児童生活支援員の資格要件に「精神保健福祉士」を追加するもの。

(6) 保育所における職員配置の特例の追加（附則8項、附則9項、附則10項関係）

幼稚園教諭、小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者又は子育て支援員等の「市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」を保育士とみなすことができる特例を追加するもの。

(7) その他、必要な規定の整備

### **3 施行期日**

令和8年4月1日ほか

福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例 新旧対照表

※下線部分が改正部分

旧	新
<p>目次 (略)</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第11条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童(法第31条第1項から第3項までの規定により保護された者又は措置された者を含む。以下同じ。)に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>第12条の1～第12条の3 (略)</p> <p>第13条～第14条 (略)</p> <p>(入所した者及び職員の健康診断)</p> <p>第15条 (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第11条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童(法第31条第1項から第3項までの規定により保護された者又は措置された者を含む。以下同じ。)に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>第12条の1～第12条の3 (略)</p> <p>(児童対象性暴力等の防止)</p> <p>第12条の4 児童福祉施設(助産施設、児童厚生施設(児童館を除く。)、児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。)の設置者は、法第45条第7項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第13条～第14条 (略)</p> <p>(入所した者及び職員の健康診断)</p> <p>第15条 (略)</p>

2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_が行われた場合

であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

3・4 (略)

第16条～第24条 (略)

(設備の基準)

第25条 乳児院(10人未満の乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。))を入所させる乳児院を除く。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

第26条 (略)

(職員)

第27条 (略)

2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。))が行われた場合

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_が行われた場合

であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断
乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。))に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

3・4 (略)

第16条～第24条 (略)

(設備の基準)

第25条 乳児院(10人未満の\_\_\_\_\_乳幼児\_\_\_\_\_を入所させる乳児院を除く。)の設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

第26条 (略)

(職員)

第27条 (略)

2 家庭支援専門相談員は\_\_\_\_\_、乳児院において乳幼児の養育に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3～5 (略)

6 看護師は、保育士\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_又は児童指導員  
(児童の生活指導を行うものをいう。以下同じ。)をもってこれに代えることができる。  
ただし、乳幼児が10人の場合は2人以上、乳幼児が10人を超える場合はおおむね10人増すごとに1人以上看護師を置かなければならない。

7 (略)

第28条 (略)

(乳児院の長の資格等)

第29条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) ・ (2) (略)

(3) (略)

(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの

ア 法第12条の3第2項第6号に規定する児童福祉司(以下「児童福祉司」という。)となる資格を有する者にあつては、相談援助業務(法第13条第3項第3号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。)(国、都道府県又は市町村の内部組

3～5 (略)

6 看護師は、保育士(福岡県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下同じ。)又は児童指導員(児童の生活指導を行うものをいう。以下同じ。)をもってこれに代えることができる。ただし、乳幼児が10人の場合は2人以上、乳幼児が10人を超える場合はおおむね10人増すごとに1人以上看護師を置かなければならない。

7 (略)

第28条 (略)

(乳児院の長の資格等)

第29条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) ・ (2) (略)

(2) の2 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカー(以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。)の資格を有する者

(3) (略)

(4) 市長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの

ア 法第12条の3第2項第6号に規定する児童福祉司(以下「児童福祉司」という。)となる資格を有する者にあつては、相談援助業務(法第13条第3項第3号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。)(国、都道府県又は市町村の内部組

織における相談援助業務を含む。第37条第1項第4号ア、第57条第1項第4号ア、第91条第1項第4号ア及び第99条第1項第4号アにおいて同じ。)に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間

ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。)

## 2 (略)

第30条～第36条 (略)

(母子生活支援施設の長の資格等)

第37条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) ・ (2) (略)

(3) (略)

(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの

ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間

ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。)

織における相談援助業務を含む。第37条第1項第4号ア、第57条第1項第4号ア、第91条第1項第4号ア及び第99条第1項第4号アにおいて同じ。)に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間

ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。)

## 2 (略)

第30条～第36条 (略)

(母子生活支援施設の長の資格等)

第37条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) ・ (2) (略)

(2) の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(3) (略)

(4) 市長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの

ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間

ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。)

2 (略)

(母子支援員の資格)

第38条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) ~ (4) (略)

(5) (略)

第39条~第55条 (略)

(職員)

第56条 (略)

2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3~7 (略)

(児童養護施設の長の資格等)

第57条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) ・ (2) (略)

(3) (略)

(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの

- ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間
- イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期

2 (略)

(母子支援員の資格)

第38条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) ~ (4) (略)

(4) の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(5) (略)

第39条~第55条 (略)

(職員)

第56条 (略)

2 家庭支援専門相談員は\_\_\_\_\_、児童養護施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3~7 (略)

(児童養護施設の長の資格等)

第57条 児童養護施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) ・ (2) (略)

(2) の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(3) (略)

(4) 市長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を修了したもの

- ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間
- イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期

間

ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。)

2 (略)

(児童指導員の資格)

第58条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) ～ (3) (略)

(4) ～ (10) (略)

第59条～第89条 (略)

(職員)

第90条 (略)

2・3 (略)

4 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童心理治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

5・6 (略)

(児童心理治療施設の長の資格等)

第91条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) ・ (2) (略)

(3) (略)

(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を

間

ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。)

2 (略)

(児童指導員の資格)

第58条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) ～ (3) (略)

(3)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(4) ～ (10) (略)

第59条～第89条 (略)

(職員)

第90条 (略)

2・3 (略)

4 家庭支援専門相談員は\_\_\_\_\_、児童心理治療施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

5・6 (略)

(児童心理治療施設の長の資格等)

第91条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) ・ (2) (略)

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(3) (略)

(4) 市長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又はこども家庭庁長官が指定する講習会の課程を

修了したもの

- ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間
- イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間
- ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。)

2 (略)

第92条～第97条 (略)

(職員)

第98条 (略)

2 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童自立支援施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3～6 (略)

(児童自立支援施設の長の資格等)

第99条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、人材育成センター(こども家庭庁組織規則(令和5年内閣府令第38号)第16条に規定する人材育成センターをいう。以下同じ。)が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) ・ (2) (略)

(3) (略)

(4) 市長が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が5年以上(人材育成センターが行う講習課程を修了した者にあつては、3

修了したもの

- ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間
- イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間
- ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。)

2 (略)

第92条～第97条 (略)

(職員)

第98条 (略)

2 家庭支援専門相談員は\_\_\_\_\_、児童自立支援施設において児童の指導に5年以上従事した者又は法第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。

3～6 (略)

(児童自立支援施設の長の資格等)

第99条 児童自立支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、人材育成センター(こども家庭庁組織規則(令和5年内閣府令第38号)第16条に規定する人材育成センターをいう。以下同じ。)が行う児童自立支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修又はこれに相当する研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童自立支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) ・ (2) (略)

(2)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(3) (略)

(4) 市長が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が5年以上(人材育成センターが行う講習課程を修了した者にあつては、3

年以上)であるもの

ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間

ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。)

2 (略)

(児童自立支援専門員の資格)

第100条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) ・ (2) (略)

(3) ～ (8) (略)

(児童生活支援員の資格)

第101条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) ・ (2) (略)

(3) (略)

第102条～第111条 (略)

(職員)

第112条

2 (略)

(1) (略)

(2) 里親として5年以上の委託児童(法第27条第1項第3号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。)の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等(児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11

年以上)であるもの

ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間

ウ 社会福祉施設の職員として勤務した期間(ア又はイに掲げる期間に該当する期間を除く。)

2 (略)

(児童自立支援専門員の資格)

第100条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) ・ (2) (略)

(2) の2 精神保健福祉士の資格を有する者

(2) の3 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(3) ～ (8) (略)

(児童生活支援員の資格)

第101条 児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) ・ (2) (略)

(2) の2 精神保健福祉士の資格を有する者

(2) の3 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(3) (略)

第102条～第111条 (略)

(職員)

第112条

2 (略)

(1) (略)

(2) 里親として5年以上の委託児童(法第27条第1項第3号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。)の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等(児童福祉法施行規則第1条の10に規定する養育

号) 第1条の10に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条において同じ。)若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの。

(3) (略)

3・4 (略)

第113条～第117条 (略)

附 則

第1項～第7項 (略)

者等をいう。以下この条及び次条において同じ。)若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの。

(3) (略)

3・4 (略)

第113条～第117条 (略)

附 則

第1項～第7項 (略)

8 前項の事情に鑑み、当分の間、第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。

9 附則第7項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

10 前2項の規定を適用する時は、保育士(法第18条の18第1項の登録又は法第18条の28条第1項の規定による福岡県知事の登録を受けた者をいい、附則第4項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、保育士の数(前2項の規定の適用がないとした場合の第45条第2項の規定により算定されるものをいう。)の3分の2以上、置かな

ければならない。

# 3. 組織編成案

変更等

令和7年度(R7.4.1現在)	令和8年度編成案
(単位:人)	(単位:人)
<p>子ども未来局 425</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">                     1理事 4部 18課 47係 8主査 7保育所                      ※会計年度任用職員544名                 </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 理事 1</li> <li>└ 子ども政策部 22                             <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 総務課 6 (総務係、財務係)</li> <li>└ 子ども政策課 5 (子ども政策係、企画係)</li> <li>└ 子ども健全育成課 8 (青少年健全育成係、主査、子ども施設係)</li> <li>└ 課長※事業企画 2 (主査)</li> </ul> </li> <li>└ 子ども健やか部 33                             <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 子ども家庭課 13 (児童虐待対策係、子ども福祉係、主査②)</li> <li>└ 子ども健やか課 10 (母子保健係、主査②)</li> <li>└ 子ども見守り支援課 9 (子ども貧困対策係、ひとり親福祉係)</li> </ul> </li> <li>└ 子育て支援部 257                             <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 運営支援課 16 (利用者支援係、施設給付係、入所調整係、主査)</li> <li>└ 事業調整課 10 (施設調整係、主査、地域支援事業係)</li> <li>└ 指導監査課 208 (指導第1係・第2係、給食指導係、研修係、指導監査係②、保育所⑦)                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 課長※保育指導等 (保育支援課長が兼務)</li> </ul> </li> <li>└ 保育支援課 6 (特別支援保育係、認可外保育施設係②)</li> <li>└ 子ども発達支援課 7 (障がい児支援係、施設管理係)</li> <li>└ 障がい児事業所指導課 9 (給付係、指定・指導第1係・第2係)</li> </ul> </li> <li>└ 子ども総合相談センター 111                             <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 子ども相談企画課 13 (管理係、企画推進係、総合相談係)</li> <li>└ 子ども支援第1課 40 (支援第1係・第2係・第3係、里親係、自立支援係、心理相談係)</li> <li>└ 子ども支援第2課 46 (支援第1係・第2係、心理相談係、心理・思春期相談係、一時保護係)</li> <li>└ 子ども緊急支援課 10 (子ども緊急支援係③)</li> <li>└ 課長※連携支援 1</li> <li>└ 教育相談課(教育委員会)</li> </ul> </li> </ul>	<p>子ども未来局 429</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">                     1理事 4部 18課 49係 11主査 7保育所                      ※会計年度任用職員525名                 </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 理事 1</li> <li>└ 子ども政策部 23                             <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 総務課 6 (総務係、財務係)</li> <li>└ 子ども政策課 5 (子ども政策係、企画係)</li> <li>└ 子ども健全育成課 8 (青少年健全育成係、主査、子ども施設係)</li> <li>└ 課長※事業企画 3 (主査)</li> </ul> </li> <li>└ 子ども健やか部 34                             <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 子ども家庭課 13 (児童虐待対策係、子ども福祉係、主査②)</li> <li>└ 子ども健やか課 11 (母子保健係、主査③)</li> <li>└ 子ども見守り支援課 9 (子ども貧困対策係、ひとり親福祉係)</li> </ul> </li> <li>└ 子育て支援部 258                             <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 運営支援課 16 (利用者支援係、施設給付係、入所調整係、主査)</li> <li>└ 事業調整課 11 (施設調整係、主査、地域支援事業係)</li> <li>└ 指導監査課 206 (指導第1係・第2係、給食指導係、研修係、指導監査係②、保育所⑦)                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 課長※保育指導等 (保育支援課長が兼務)</li> </ul> </li> <li>└ 保育支援課 7 (特別支援保育係、主査、認可外保育施設係②)</li> <li>└ 子ども発達支援課 8 (障がい児支援係、施設管理係、主査、主査(兼務))</li> <li>└ 障がい児事業所指導課 9 (給付係、指定・指導第1係・第2係)</li> </ul> </li> <li>└ 子ども総合相談センター 112                             <ul style="list-style-type: none"> <li>└ 子ども相談企画課 13 (管理係、企画推進係、総合相談係)</li> <li>└ 子ども支援第1課 42 (支援第1係・第2係・第3係、里親係、自立支援係、心理相談第1係・第2係)</li> <li>└ 子ども支援第2課 45 (支援第1係・第2係・第3係、心理相談係、心理・思春期相談係、一時保護係)</li> <li>└ 子ども緊急支援課 10 (子ども緊急支援係③)</li> <li>└ 課長※連携支援 1</li> <li>└ 教育相談課(教育委員会)</li> </ul> </li> </ul>